

はじめに

1. インドネシア : 投資調整庁の規則の再改正について
 2. ミャンマー : 新国民投資法の制定
 3. マレーシア : 競争法当局による重要決定
- 今月のコラム—インドー

はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 20 号(2013 年 10 月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インドネシア : 投資調整庁の規則の再改正について

2013 年 4 月、インドネシア投資調整庁(BKPM)長官は、投資申請の指針及び手続に関する従前の BKPM 長官規則を改正する規則 2013 年 5 号(「旧規則」)を制定しましたが、今般、旧規則を改正して、新しい規則 2013 年 12 号(「新規則」)を制定しました。新規則は 2013 年 9 月 18 日から発効しています。主な改正点を、以下ご紹介します。

上場会社の支配権変動: 旧規則では、すべて又はいずれかの支配株主が外国投資家である上場会社は外資会社と分類され、かかる上場会社は、その支配株主に変更が生じる場合、基本許可(Principle License)又は基本許可の変更許可を取得する必要があると規定されていましたが、この規定は新規則では削除されました。

外資会社の子会社: 旧規則では、内資会社が外資会社に変更された場合、その子会社も外資会社として基本許可を取得する必要があると規定されていましたが、この規定は新規則では削除されました。

上記の 2 つの条項の削除については、必ずしも削除の結果としてこれらの許可の取得義務がなくなったと解されるとは限らないとの見解もあり、今後の運用には注意を要します。

ベンチャーキャピタル会社による株式保有: 旧規則では、ベンチャーキャピタル会社は大規模内資会社又は外資会社の株主になることは原則禁止されていましたが、改正によってこれが解禁されました。また旧規則では内資会社に投資できる期間も最長 10 年に制限されていましたが、改正によって 10 年の期間満了後に 5 年間の延長が認められることとなりました。さらに、改正によって、ベンチャーキャピタル会社による投資は、その資金がインドネシア国内に由来するか外国に由来するかにかかわらず、国内からの投資とみなされることとなりました。

投資計画遂行期間の延長: 基本許可において規定される基本許可発行日から最長 3 年を限度とする投資計画遂行期間については、当該期間中に投資計画を完了できない場合、延長申請が可能であり、さらに、延長許可を受けた会社が当該延長期間内に投資計画を完了できない場合には、BKPM 及びその地方支局は、当該会社の現場視察を行うこととされています。旧規則では、現場視察の結果に基づき、BKPM は、①最長 3 年間の新しい基本許可の付与、又は②基本許可の取消しのいずれかを行うこととされていました。これに対し、新規則では、①現在の基本許可における投資計画期間と同じ期間の新しい基本許可の付与及び②基本許可の取消しに加え、③現在の基本許可における投資計画遂行期間と同期間の再度延長も認められるようになりました。

弁護士 田中 光江
 (Adnan Kelana Haryanto & Hermanto 法律事務所出向中)
 ✉ mitsue@akh.com

弁護士 埜 晋
 ☎ 03-6212-8362
 ✉ susumu.hanawa@mhmjapan.com

弁護士 田中 亜樹
 ☎ 03-6266-8919
 ✉ aki.tanaka@mhmjapan.com

2. ミャンマー：新国民投資法の制定

2012年7月29日、ミャンマーにおいて新国民投資法が制定され(Investment Law for Myanmar Citizens)が成立しました。

同法は、これまで施行されていた1994年ミャンマー国民投資法に代わるものです。新国民投資法は、ミャンマー国民が行う投資のうち一定の例外を除いて、ミャンマー投資委員会(「MIC」)の投資許可の対象とし、MIC許可を得たミャンマー国民には優遇税制等の外国投資法(Foreign Investment Law)が定める恩恵と概ね同様の恩典を与えようとするものです。旧法下においては、同法が明示的に認めた事業への投資のみが対象となっていました。新法下では、法律上明示的に禁止又は制限されているものを除くすべての事業への投資が対象となりました。

改正項目は他にも多岐にわたりますが、日本企業などの外国企業にとって特に重要な点としては、外国人・外国企業による、ミャンマー資本100%の会社の株式の取得の途が開けたことが挙げられます。従来、禁止する明文の法律上の規定は無いものの、全株主がミャンマー人の会社の株式を外国人・外国企業に対して譲渡することは実務上許容されていませんでした。新国民投資法では、同法の許可を受けたミャンマー会社の株式について、ミャンマー国民は、自己の保有する株式の全部又は一部を、外国投資法に従ってMICの許可を得て、外国人・外国企業に譲り渡す権利があると規定されており、この改正により、外国人・外国企業が、ミャンマー資本100%の会社の株式を譲り受けることが可能となりました。

現時点では新法下での運用の詳細は明らかではないため、今後の当局の運用等が注目されます。

弁護士 二見 英知
 ☎ 66-2-266-6485 (バンコク)
 ✉ hidetomo.futami@mhmjapan.com
hidetomo@ctlo.com

弁護士 茨木 雅明
 ☎ 03-6266-8927
 ✉ masaaki.ibaragi@mhmjapan.com

3. マレーシア：競争法当局による重要決定

マレーシア競争法当局であるマレーシア競争委員会(Malaysia Competition Commission)は、2013年9月6日、マレーシア航空とエアアジア社間の包括提携契約が、マレーシア競争法に違反するものとして、両社に対しそれぞれ1,000万マレーシア・リング(約3億1,000万円)の罰金の支払いを命じる仮決定を下したことを公表しました。

同委員会の公表文によれば、マレーシア航空及びエアアジア社は、2010年8月、上記包括提携契約により、それぞれの親会社であるKhazanah Nasional Berhad及びTune Air Sdn Bhd間の株式交換により両社がそれぞれエアアジア社及びマレーシア航空の株式を持ち合うこと、マレーシア航空が唯一のフルサービス高級キャリアとなる一方でエアアジア社は低コスト中長距離キャリアとなることなどを合意したとされています。

今回の決定は、上記包括提携契約が、マレーシアにおける航空輸送サービス市場の分割 (market sharing) を目的とするものであり、「反競争的な水平的合意の禁止規定」に反すると判断したものです (但し、この判断の具体的な根拠は明らかにされておりません。)。1,000 万マレーシア・リングgitという罰金の額については、マレーシア競争法が施行された 2012 年 1 月から、当事者が任意で上記包括提携契約のうち路線や市場集中に関する規定を削除する内容の変更を行う直前の 2012 年 4 月までを違反期間として認定した上で、当該期間における、国内 4 路線のフライトに関する売上をベースとしつつ、当事者による当局への情報提供、上記の任意の対応などを勘案して決定されたとされています。なお、競争法上は、罰金額は、違反期間における「全世界における」売上の 10% が上限とされていますが、今回の罰金額はこの上限額を大きく下回る額となっています。

上記の仮決定に対して、マレーシア航空及びエアアジア社は仮決定の受領から 30 日以内に書面又は口頭での異議を申し立てることができることとされ、報道によれば、この異議のためのヒアリング後、2014 年 1 月に最終決定 (final decision) が下される見込みです。

マレーシア競争法は、2010 年 5 月に成立し、2012 年 1 月 1 日から施行されています。今回の競争委員会による仮決定は、同法施行後、罰金を命じた初の決定であるとともに、マレーシアにおける競争法当局によるエンフォースメント (法令の執行) について強い姿勢を内外に示すという点で非常に重要な決定といえます。

弁護士 秋本 誠司

☎ 03-5220-1818

✉ seiji.akimoto@mhmjapan.com

弁護士 佐伯 優仁

☎ 03-6266-8523

✉ masahito.saeki@mhmjapan.com

弁護士 佐藤 貴哉

☎ 65-6593-9759 (シンガポール)

✉ takaya.sato@mhmjapan.com

今月のコラム -インド-

多くの国の海外駐在員にとって、ゴルフは最も人気のある余暇の過ごし方の一つではないでしょうか。インドでも、駐在員に人気の娯楽は、やはりゴルフです。ただ、一口にゴルフと言っても、日本とはかなり勝手が異なるのがインドです。

まず、料金が、インド人と外国人で異なります。インドで観光巡りをしていると、外国人にはインド人とは別の料金(20倍以上の料金のことも)が設定されていることが珍しくありませんが、ゴルフ場でも2種類の料金を設定しているコースが多く見られます。観光名所においては、外国人登録証を提示して居住者であることを示せばインド人料金でチケットを購入できる場合があります(認められない場合もあります)、筆者が通っていた公営のゴルフコースでは、そのような正式なルールは存在せず、ヒンディー語で居住者であることが説明できればインド人料金が適用されるものの、英語でコミュニケーションを行うと外国人料金が適用されるといういい加減な運用でした(インドでゴルフをする外国人は、ほぼ全て居住者のはずですが)。ちなみに筆者の行きつけの公営ゴルフコースの外国人料金は1,500ルピー(約2,400円。インド人料金は300ルピー)、外国人料金といっても、日本の数分の1の値段でプレーができます。

<公営ゴルフ場のキャディのスタイル>



プレーが始まると、1人のプレーヤーにつき1人のキャディがつきます。よって、4人でプレーすると、それぞれ8人の団体がグリーン上も含めて移動することになり、ティーショットやパターの場面では気が散ります。インドのゴルフ場にも様々なランクがあり、会員制のプライベートなゴルフコースのキャディはきちんとした制服を着ていますが、筆者の行きつけの公営ゴルフコースのキャディは、私服にビーチサンダルという、伝統と格式を重んじるスポーツといわれるゴルフにはおよそ相応しくない格好が一般的でした。

また、接客技術についてもあまり行き届いていないのか、プレーヤーのゴルフクラブを勝手に取り出して素振りをしたり、ホール終了後に次のホールに移動する際、プレーヤーにクラブを1本持たせた後、ティーグラウンドには来ずに、第2打目を打つ可能性が高い位置に座り込んで待っていたりすることもしばしばです(そのような場面では、その位置まで飛ばさなければという妙なプレッシャーと戦うことになり、また、クラブの選択を間違えたと思っても気軽にクラブを変更することはできません)。プレーも後半にさしかかると、大抵、「ここはパブリックコースだから、サラリーがない。チップが唯一の収入源なんだ。」という雑談が始まります。言うまでもなく、このような雑談はチップの増額要因にはなりません、夏には50°C近くに達することもあるニューデリーのコースで頑張ってくれるキャディーには、最終的にはそれなりのチップを渡すこととなります。

このように、個人的にはインドの公営ゴルフコースでのラウンドで疲れることが多かったため、たまにゴルフクラブの会員になっている現地の駐在員の方と一緒に回らせていただく会員制のゴルフコースは、快適そのものでした。インドにおいて駐在員の福利厚生という観点から、住居やドライバーの確保や買出し休暇の付与に加えて、企業としてプライベートなゴルフコースの会員権を駐在員に付与するのもこういう理由からかもしれません。

(弁護士 小山 洋平)

セミナー・文献情報

- セミナー 『海外進出時の戦略とリーガルリスク ～新興国進出時・進出後における戦略と法務実務のポイント～』
開催日時 2013年10月23日(水) 13:30～16:00
講師 梅津 英明
主催 AIU 損害保険株式会社

- セミナー 『ブラジル・メキシコへの進出と現地子会社管理における実務上のポイント ～2013年8月成立「ブラジル腐敗防止法制」、中南米の外国公務員贈賄の動向を踏まえて～』
開催日時 2013年10月31日(木) 13:30～16:30
講師 梅津 英明
主催 一般社団法人 企業研究会(<http://www.bri.or.jp/main.php>)

- セミナー 『2013年度 グローバル法務戦略セミナー「インドの M&A における実務上の留意点と労働法制」』
開催日時 2013年11月13日(水) 14:00～17:00
講師 小山 洋平
主催 経団連事業サービス(<https://www.keidanren-jigyoservice.or.jp/>)

- 論文 『ブラジル・メキシコへの進出と法的留意点』
掲載誌 企業会計／中央経済社 Vol.65 No.11 2013年11月1日刊
著者等 梅津 英明

MHM Asian Legal Insights 第20号(2013年10月号) [2013.10.21 発行]

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330

www.mhmjapan.com